

## 予防接種に関する事務 全項目評価書(素案)の概要について

### 1 事務の名称及び概要

- (1) 事務の名称  
予防接種に関する事務

本資料は特定個人情報保護評価書（全項目評価書）素案の概要版です。

評価書本体は仙台市HPに掲載しているほか、本資料の配布場所でご希望の方に配布しておりますのでお声がけください。（部数が限られます）

- (2) 事務の概要

- ・住民基本台帳の情報を基に、対象者に対し、それぞれの種類の予防接種の接種券等を作成・発行する。
- ・定期接種登録医療機関で予防接種を受けた市民の接種券等について、当該医療機関から、予防接種事業の委託先（医師会等）の取り纏めを経由して提出を受け、予防接種台帳システムに接種記録を入力・管理する。
- ・また、当該接種記録に係る特定個人情報について、他市町村との間で情報提供ネットワークシステムを通じての照会及び提供を行う。
- ・伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて市民に対し、接種勧奨の通知を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については次のとおり。
  - ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。
  - ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。
  - ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。

### 2 特定個人情報の内容

- (1) 特定個人情報ファイル名  
予防接種情報ファイル

- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う必要性とメリット

- ・対象疾病の発生及び蔓延防止のため、住民基本台帳に係る情報や予防接種の実績情報等の特定個人情報ファイルに基づき、対象者の捕捉や接種実績の管理を正確に行う必要がある。
- ・対象者個人の接種実績を正確に把握することで、誤った時期、年齢、回数及び接種間隔等での接種を防止し、健康被害の発生を防ぐ必要がある。
- ・マイナポータルの利用により、母子健康手帳等を紛失した際も自身の接種実績を確認することができる。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、対象者の市区町村をまたいだ転出・転入により他市区町村との間の接種記録の照会・提供を行う場合や、接種者からの申請に基づき新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う場合に、特定個人情報ファイルに基づき対象者や接種記録の情報を正確に把握する必要がある。

### 3 特定個人情報ファイルの取扱いの概要

#### (1) 入手及び使用について

##### ① 概要

- ・ 予防接種実績の情報は、本人又は本人の代理人から直接、あるいは予防接種を実施した医療機関又は他自治体から間接的に入手する。
- ・ 住民基本台帳情報は住民記録・戸籍担当部署から入手する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における入手については次のとおり。
  - ・ 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度
  - ・ 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度
  - ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度

##### ② リスク対策

- ・ 本人又はその代理人から直接的に入手する場合は、本人確認書類により対象者であることを確認した上で情報を入手している。
- ・ 医療機関での接種時には、本市から対象者に交付した接種券により対象者であることを確認している。また、接種券は接種に必要な事項のみを記載するよう様式を定めている。
- ・ 接種後に接種券に基づくシステム登録を実施する際は、予め接種券に付している暗号化された整理番号及び住所、氏名、性別及び生年月日の4情報等により個人特定のうえで登録を実施している。
- ・ 業務目的以外にファイルを利用してはならないことを含め、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」に関する職員研修を実施している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については次のとおり。
  - ・ ワクチン接種記録システム（VRS）は、暗号化された通信回線を使用し情報漏えいを防止している。また、VRSのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは特定個人情報の入手ができないようアクセスが制御されている。
  - ・ ワクチン接種記録システム（VRS）は、国への事前申請により発行されるユーザID・パスワードによるログイン認証により、権限のない者の利用を防止している。

#### (2) 取扱いの委託の有無について

##### ① 概要

システムの運用保守業務、接種券綴り製本・封入・封緘作業、接種記録情報のパンチ入力作業を委託している。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等を委託している。

##### ② リスク対策

各業務の委託先事業者に対しては、個人情報の目的外使用や外部提供の禁止、使用者に対する遵守事項の周知、事前承諾を得ない再委託の禁止、事故等が発生した場合の速やかな報告等を契約事項として義務付けている。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチ

ン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を利用する市区町村、国及び当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」において次の内容が定められている。

- ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録
- ・ 特定個人情報の提供及び消去のルール
- ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定
- ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置

(3) 提供及び移転の状況について

① 概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、転入者の情報を転出元市区町村へ照会する際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を提供している。
- ・ 転出先市区町村へ接種記録を提供する際は、転出元市区町村において個人番号を確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみを提供している。

② リスク対策

- ・ 他市区町村との間での特定個人情報の提供履歴を保存している。
- ・ 特定個人情報の提供は、限定された端末だけができるように制御している。
- ・ 特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。

(4) 保管および消去について

- ・ 母子保健等システムは、身分証明書等により事務室の鍵の受け渡しを行っている建物及び執務室の中で、さらに施錠管理するラック内にサーバを設置している。
- ・ 業務端末についてはワイヤロックにより施錠している。
- ・ コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新している。
- ・ 接種済の個人票等の紙媒体については、予防接種法で定められた保存期間である5年間を経過したものは、専門の業者に委託し廃棄している。
- ・ ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的・技術的対策を満たしている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。
- ・ 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付時に使用する証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

- ・キオスク端末、証明書交付センターシステム及びVRS間の通信については専用回線及び暗号化された通信回線を使用し、情報漏えいを防止している。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

① 概要

- ・当該事務において、情報提供ネットワークシステムを通じて、外部へ特定個人情報提供及び入手を行っている。

② リスク対策

- ・中間サーバ・ソフトウェアにおいて、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ・不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するため、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を行っている。